

橋本市告示第 102 号

橋本市制 20 周年記念高校生提案事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を、別紙のとおり定める。

令和 7 年 4 月 21 日

橋本市長 平木 哲朗

橋本市制 20 周年記念高校生提案事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

橋本市制 20 周年記念高校生提案事業補助金交付要綱(令和 7 年橋本市告示第 96 号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線又は太線の部分である。

改正後	改正前
(補助対象者) 第 2 条 補助金の対象となる高等学校は、次の各号の全てに該当する非営利団体(以下「実施団体」という。)とする。 (1) 略 (2) <u>2</u> 人以上の市内の同一の高等学校に在籍する生徒(以下、「学生」という。)が事業の実施主体となっていること。 (3)・(4) 略	(補助対象者) 第 2 条 補助金の対象となる高等学校は、次の各号の全てに該当する非営利団体(以下「実施団体」という。)とする。 (1) 略 (2) <u>5</u> 人以上の市内の同一の高等学校に在籍する生徒(以下、「学生」という。)が事業の実施主体となっていること。 (3)・(4) 略

附 則

この告示は、令和 7 年 4 月 21 日から施行する。